

石川県公報

令和元年9月30日(月曜日)

号 外

(第 32 号)

目 次

規 則	訓 令
○石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則 (税 務 課) 1	○石川県処務規程の一部改正 (行政経営課) 14
○石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (出 納 室) 13	○石川県税事務取扱規程の一部改正 (税 務 課) 15
	○石川県税犯則事件事務取扱規程の一部改正 (同) 22

規 則

石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五号

石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(石川県税条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十五条」に、「第六節 自動車取得税(第五十二条―第五十五条)」を「第六節 軽油引取税(第五十六条―第六十八条)」に、「第六十九条」を「第六十八条の二」に改める。

第三条第二号中「自動車取得税」を削り、同号イ中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第十六条の二中「自動車税の」の下に「種別割の」を加え、「自動車税納税証明書」を「自動車税の種別割納税証明書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(領収証書の不交付)

第十六条の三 納税者又は特別徴収義務者等が徴収金の納付又は納入をする場合において、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織、法第七百九十条の二に規定する特定徴収金手続用電子情報処理組織又は石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年石川県条例第三十二号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して納付又は納入を行うための手続を行ったときは、第十四条及び第十六条第一項の規定にかかわらず領収証書を交付しない。

第二十条第一項第五号を次のように改める。

五 自動車税(環境性能割)徴収猶予申告書 第十九号の五様式

第二十二條第一項本文中「を還付」を「を還付し、」に、「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に、「第二百一十條第六項(第二百一十條第二項)」を「第二百四十二條第六項(第二百四十三條第三項)」に改める。

第二十三條の二中「自動車取得税又は軽油引取税」を「軽油引取税又は自動車税の環境性能割」に改める。

第二章第六節の節名を削る。

第四十七條から第五十五條までを次のように改める。

第四十七條から第五十五條まで 削除

第二章第六節の二を同章第六節とする。

第二章第七節中第六十九條の前に次の五條を加える。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除手続)

第六十八条の二 条例第四百二十二条第二項の規定による徴収の猶予の申告は、第十九号の五様式による申告書及び当該自動車と同条第一項に規定する譲渡担保財産であることを証明する書類を提出してしなければならない。

2 条例第四百二十二条第五項の規定による還付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してしなければならない。

- 一 譲渡担保権者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 譲渡担保財産の設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 三 譲渡担保財産の車名及び型式
- 四 譲渡担保財産の設定年月日
- 五 譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した年月日
- 六 譲渡担保権者が取得した譲渡担保財産に対する環境性能割額及び納付年月日
- 七 還付を受けようとする金額
- 八 その他参考となるべき事項

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の還付手続)

第六十八条の三 条例第四百二十三条第二項の規定による還付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してしなければならない。

- 一 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 自動車を返還した理由
- 三 返還した自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 四 返還した自動車の車名及び型式
- 五 返還した自動車の取得年月日
- 六 自動車の取得者から自動車販売業者に当該自動車を返還した年月日
- 七 返還した自動車に対する環境性能割額及び納付年月日
- 八 還付を受けようとする金額
- 九 その他参考となるべき事項

(身体障害者等の範囲)

第六十八条の四 条例第四百四十四条第一項第二号に規定する身体又は精神に障害があるため、日常生活を営むに当たり、歩行することが困難である者として規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 身体障害者で別表第三に定める障害を有するもの
- 二 戦傷病者で別表第四に定める障害を有するもの
- 三 知的障害者で石川県療育手帳規則(平成十二年石川県規則第三十九号)第三条に規定する重度の障害を有するもの
- 四 精神障害者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百五十五号)第六条第三項に規定する一級の障害を有するもの

(日常生活支援利用)

第六十八条の五 条例第四百四十四条第一項第二号ロに規定する通学、通院、通所、生業その他の日常生活に必要な不可欠な利用として規則で定めるものは、次に掲げる利用とする。

- 一 学校又は知識向上、技能習得等を目的とする機関に通学するための利用
- 二 幼稚園、保育所その他保育又は教育を行う施設に通園するための利用
- 三 身体障害者等の疾病又は障害の抑制、治療若しくは機能回復のための医療行為を行う機関に継続的に通院するための利用
- 四 身体障害者等の更生又は自立のための訓練又は指導を行う施設に通所するための利用
- 五 生活の資を得るために行う事業その他の生業のための利用
- 六 勤務先等に通勤するための利用
- 七 身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車による場合の利用
- 八 前各号に掲げるもののほか、身体障害者等が自らの障害等のために自動車を運転できない場合の利用

(環境性能割減免申請書の様式)

第六十八条の六 条例第四百四十四条第三項に規定する申請書は、第六十六号様式又は第六十八号の二様式による。

第六十九条の見出し中「自動車税納付義務免除申告書」を「種別割納付義務免除申告書」に改め、同条中「第四百四十条の二第三項」を「第四百四十四条の十一第三項」に改める。

第六十九条の二の見出し中「自動車税減免申請書」を「種別割減免申請書」に改め、同条第一項中「第四百四十一条第二項」を「第四百四十四条の十二第二項」に改め、同条第二項中「第四百四十一条第三項」を「第四百四十四条の十二第三項」に改め、同条第三項中「第四百四十一条第七項」を「第四百四十四条の十二第七項」に改める。

第七十条の見出し中「自動車税納税証明書」を「種別割納税証明書」に改め、同条第一項中「第四百四十四条第一項」を「第四百四十四条の十三第一項」に、「によつて自動車税納税証明書」を「によつて種別割に係る納税証明書」に、「においては」を「において」に、「による自動車税納税証明書」を「による自動車税(種別割)納税証明書」に改め、同条第二項中「第四百四十四条第二項」を「第四百四十四条の十三第二項」に、「においては、自動車税」を「には、種別割」に、「及び」を「又は」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税(種別割)納税証明書」に改める。

附則第六項中「附則第十一条の四第五項」の下に「及び第七項」を加える。

別記第四号様式を次のように改める。

別記第4号様式(附則第6項関係)

		整理番号	
不動産取得税徴収猶予申告書(住宅性能向上改修住宅・住宅の用に供する土地関係)			
石川県		事務所長 様	年 月 日
		住 所	
		ふりがな	
		氏名又は名称	④
		電話番号()	—
次のとおり徴収猶予を受けたいので、申告します。			
土 地	所 在		
	地 番		
	地 目		
	地 積		m ²
	取 得 年 月 日	年 月 日	(年 月 日登記)
住宅性能向上 改修住宅	所 在		
	家 屋 番 号		
	種 類 ・ 構 造		造 階建て
	床 面 積		m ²
	取 得 年 月 日	年 月 日	(年 月 日登記)
	新 築 年 月 日	年 月 日	(年 月 日登記)
参 考 事 項	取得の日から2年 を経過する日	年 月 日	

次の欄は、記入しないでください。

賦 課 税 額	年 度	年度	税 額	円
	納 期 限	年 月 日	納税通知書番号	第 号
徴収猶予を承認 する 税 額				円
徴収猶予を承認 する 期 限	年 月 日	徴収猶予承認通知書 整 理 番 号		
減額する税額	円	減額処理年月日	年 月 日	
徴 収 猶 予 取 消 税 額	円	徴収猶予取消決定年月日	年 月 日	
		徴収猶予取消通知年月日	年 月 日	

備考 この申告書には、改修工事対象住宅(新築後10年以上経過した住宅)の取得の日から2年以内に、地方税法施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事を行うことを証明する書類を添付してください。

別表第三及び別表第四中「第55条」を「第68条の4」に改める。

石川県税条例施行規則様式目次中「自動車税納税通知書」を「自動車税(種別割)納税通知書」に、

「自動車税更正分納税通知書」を「自動車税(種別割)更正分納税通知書」に、

「法人県民税更正」 「法人県民税更正

法人事業税決定通知書」を「法人事業税決定通知書」に、

「地方法人特別税加算金決定」 「特別法人事業税加算金決定」

「更正」 「更正

自動車取得税決定通知書」を「自動車税(環境性能割)決定通知書」に、

「加算金決定」 「加算金決定」

「自動車税口座振替済通知書」を「自動車税(種別割)口座振替済通知書」に、

「不動産取得税徴収猶予申告書(耐震基準不適合既存住宅関係)」を

「不動産取得税徴収猶予申告書(耐震基準不適合既存住宅・住宅の用に供する土地関係)」に、

「自動車取得税徴収猶予申告書」を「自動車税(環境性能割)徴収猶予申告書」に、

「法人事業税徴収猶予(期間延長)申請書」を「法人事業税徴収猶予(期間延長)申請書」に、

「地方法人特別税徴収猶予(期間延長)承認通知書」を「特別法人事業税徴収猶予(期間延長)承認通知書」に、

「法人事業税徴収猶予(期間延長)承認通知書」を「法人事業税徴収猶予(期間延長)承認通知書」に、

「法人県民税」 「法人県民税

法人事業税徴収猶予承認通知書」を「法人事業税徴収猶予承認通知書」に、

「地方法人特別税」 「特別法人事業税

「法人県民税

法人事業税申告期限延長処分等(承認等)通知書」を

「地方法人特別税」

「法人県民税

法人事業税申告期限延長処分等(承認等)通知書」に、

「特別法人事業税」

「第四十二号様式 自動車取得税減免申請書(日本赤十字社等関係) 第五十四条」を「第四十二号様式 削除」に、

「第六十一号様式から第六十六号様式まで 削除」を

「第六十一号様式から第六十五号様式まで 削除

第六十六号様式 自動車税(環境性能割)減免申請書(日本赤十字社等関係) 第六十八条の六」に、

「自動車税納付義務免除申告書」を「自動車税(種別割)納付義務免除申告書」に、

「自動車税減免申請書(災害関係)」を「自動車税(種別割)減免申請書(災害関係)」に、

「自動車税減免申請書(公益関係)」を「自動車税(種別割)減免申請書(公益関係)」に、

「自動車税減免申請書(一般生活路線バス関係)」を

「自動車税(種別割)減免申請書(一般生活路線バス関係)」に、

「自動車取得税

自動車税減免申請書(身体障害者等関係)」を「自動車税減免申請書(身体障害者等関係)」に、

「自動車取得税

自動車税減免申請書(身体障害者等の利用に供する自動車等関係)」を

「自動車税減免申請書(身体障害者等の利用に供する自動車等関係)」に、

「自動車税減免申請書(商品中古自動車関係)」を「自動車税(種別割)減免申請書(商品中古自動車関係)」に、

「自動車税納税証明書」を「自動車税(種別割)納税証明書」に改める。

第二号様式中「自 動 車 税」を「自動車税(種別割)」に、「地方法人特別税」を「特別法人事業

税又は地方法人特別税」に改める。

第二号の二様式中「書類」を「書類」に改める。

第五号様式(その二)(表)中「自動車税納税通知書」を「自動車税(種別割)納税通知書」に、

「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改め、同様式(第)中「第145条」を「第146条」及び「第132条」を「第133条」に改める。

第五号様式(その1)(第)中「自動車税納税通知書」を「自動車税(種別割)納税通知書」に改め、同様式(第)中「第145条」を「第146条」及び「第132条」を「第133条」に改める。

第五号様式(その2)中「自動車税更正分納税通知書」を「自動車税(種別割)更正分納税通知書」及び「第145条及び第150条」を「第146条及び第177条の10」及び「第132条」を「第133条」に改める。

第七号様式(その1)(第)中「法人事業税 地方法人特別税」を「法人事業税 特別法人事業税」及び「法人事業税 及び 地方法人特別税」を「法人事業税 及び 特別法人事業税」に改める。

「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、「地方法人特別税額」を「特別法人事業税額」に改め、同様式(第)中「又は地方法人特別税」

等に関する暫定措置法第10条若しくは第15条)を「、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第8条若しくは第13条又は地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第10条若しくは第15条」に改める。

「更正
第七号様式(その5)中 自動車取得税決定通知書 加算金決定」

「更正
自動車税(環境性能割)決定通知書」を「第129条」を「第168条」に改め、同様式中種子を参考として「加算金決定」

参考に次のように加える。

2 地方税法附則第29条の9の規定に基づき、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、軽自動車税の環境性能割の更正、決定又は加算金決定の通知を行う場合の通知書は、この様式を準用する。この場合において、この様式中「自動車税(環境性能割)」とあるのは、「軽自動車税(環境性能割)」と読み替える。

第八号様式(その1)中「殿」を「様」に改める。

第八号様式(その1の1)及び第八号様式(その1の1)中「※法人事業税には地方法人特別税を含みます。」を削る。

第八号様式(その2)及び第十号の1様式(その1)中「殿」を「様」に改める。

第十号の1様式(その1)中「自動車税口座振替済通知書」を「自動車税(種別割)口座振替済通知書」及び「殿」を「様」に、「の登録番号の自動車に係る自動車税」を「自動車に係る自動車税(種別割)」に改める。

第十号の1様式(その2)中「口座振替済通知書」を「自動車税(種別割)口座振替済通知書」及び「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。

第十九号の2様式(その1)(表)を次のように改める。

整理番号

不動産取得税徴収猶予申告書(耐震基準不適合既存住宅・住宅の用に供する土地関係)

石川県 事務所長 様

年 月 日

住 所
ふりがな
氏名又は名称 ㊟
電 話 番 号 () ー

次のとおり徴収猶予を受けたいので、申告します。

土 地	所 在 地	
	地 番	
	地 目	
	地 積	m ²
	取 得 年 月 日	年 月 日 (年 月 日登記)
耐震基準不適合 既存住宅	所 在 地	
	家 屋 番 号	
	種 類 ・ 構 造	造 階建て
	床 面 積	m ²
	取 得 年 月 日	年 月 日 (年 月 日登記)
	新 築 年 月 日	年 月 日 (年 月 日登記)
参 考 事 項	耐震基準適合予定年月日	年 月 日

次の欄は、記入しないでください。

賦 課 税 額	年 度	年度	税 額	円
	納 期 限	年 月 日	納 税 通 知 書 番 号	第 号
徴収猶予を承認する税額	円			
徴収猶予を承認する期限	年 月 日	徴収猶予承認通知書 整 理 番 号		
減額する税額	円	減 額 処 理 年 月 日	年 月 日	
徴 収 猶 予 取 消 税 額	円	徴収猶予取消決定年月日	年 月 日	
		徴収猶予取消通知年月日	年 月 日	
摘 要				

第十九号の用紙に

自動車取得税徴収猶予申告書

年 月 日

石川県 事務所長 殿

住 所
氏名又は名称 ㊟

自動車税(環境性能割)徴収猶予申告書

年 月 日

石川県 事務所長 様

住所又は所在地
氏名又は名称 ㊟

2 軽自動車税の環境性能割の更正の請求を行う場合には、この様式により請求してください。この場合において、この様式中「自動車税（環境性能割）」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と読み替え、必要事項を記入してください。

3 この様式は、必要があるときは所要の調整をして使用することができます。

第111号様式（※1）（※）中「※法人事業税には地方法人特別税を含みます。」や第111号様式（※）中「第134条、第144条の49、第165条」や「第144条の49、第173条、第177条の19」に改める。

「法人県民税

第111号様式中「法人事業税申告期限延長処分等（承認等）通知書 及び 地方法人特別税」

「法人県民税

法人事業税申告期限延長処分等（承認等）通知書 に改める。

特別法人事業税」

第111号様式及び第111号の11様式中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第111号様式を次のように改める。

第42号様式 削除

第41号様式から第41号の11号様式までを次のように改める。

第61号様式から第65号様式まで 削除

第66号様式

自動車税（環境性能割）減免申請書（日本赤十字社等関係）					
石川県知事 様					年 月 日
住所又は所在地 氏名又は名称					㊞
次のとおり自動車税（環境性能割）の減免を申請します。					
登録番号		減免を受けようとする税額			円
取得年月日	年 月 日				
車名	型式	車台番号	原動機の型式	乗車定員	最大積載量
				人	kg
				()	()
総排気量	種別	用途			
L					
申請の理由	1 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供するための自動車 2 公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供するための自動車				
※摘要					
※受理者	所属		職氏名		㊞

備考1 申請の理由の該当番号を○で囲んでください。

2 ※印の欄は、記載しないでください。

3 この申請書には、申請の理由を証明する書類を添えてください。

4 申請者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

5 軽自動車税の環境性能割の減免申請を行う場合には、この様式により申請してください。この場合において、この様式中「自動車税（環境性能割）」とあるのは「軽自動車税（環境性能割）」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と読み替え、必要事項を記入してください。

第六十七号様式

自動車税納付義務免除申告書		
年	月	日
石川県知事 殿		
住 所		印
氏名又は名称		
次のとおり自動車税の納付義務免除を受けたいので、申告します。		

を

自動車税(種別割)納付義務免除申告書		
		年 月 日
石川県知事 様		
住所又は所在地		印
氏名又は名称		
次のとおり自動車税(種別割)の納付義務免除を受けたいので、申告します。		

こ

改め、「に足る」を記す。

第六十七号様式「自動車税減免申請書(災害関係)」を「自動車税(種別割)減免申請書(災害関係)」とし、「殿」を「様」にし、「自動車税の」を「自動車税(種別割)の」にし、「補てん」を「補填」と改める。

第六十七号の二様式(その一)を「自動車税減免申請書(公益関係)」を「自動車税(種別割)減免申請書(公益関係)」とし、「自動車税の」を「自動車税(種別割)の」にし、「

総排気量」を「総排気量 L」に改め、同様

に備考一(2)を「車検証」を「自動車検査証」と改める。

第六十八号の二様式(その一)を「自動車税減免申請書(一般生活路線バス関係)」を

「自動車税(種別割)減免申請書(一般生活路線バス関係)」とし、「殿」を「様」にし、「自動車税の」を「自動車税(種別割)の」にし、「」を「」にし、「」を「」に改め、同

様式備考一(1)を「車検証」を「自動車検査証」に改め、同様式備考一(3)を「自動車税」の次に「(種別割)」を加える。

第六十八号の二様式(その一)及び第六十八号の三様式(その一)を次のように改める。

第68号の3様式(その1)

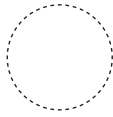
自動車税減免申請書(身体障害者等関係)

整理番号 _____

石川県知事 様

年 月 日

受付印



申(納税義務者)請者

住 所			
フリガナ		身体障害者等との続柄	
氏 名			
電話番号	()	-	

次のとおり自動車税の減免を申請します。

1 今回申請により減免を受けようとする自動車

登録番号	石・石川 金沢 (該当に○印)	かな	申請の理由 (該当番号に○印)	1 本人運転(本人所有) 2 家族運転(本人所有) 3 家族運転(家族所有) 4 介護者運転(本人所有)
取得	年 月 日	新規(新車・中古車)・転入・移転・変更	使用の目的 (該当番号に○印)	1 通学・通園 2 通院 3 通所 4 生業() 5 通勤 6 その他()
年度	自動車税(環境性能割) 円 自動車税(種別割) 円(年税額 円)減額の始期 月			

2 身体障害者等の状況

住 所			手帳の種類 (該当番号に○印)	手帳交付番号 交付年月日
氏 名	生年月日	年 月 日生	1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳	第 号 年 月 日
障害名及び障害の等級・程度		※手帳の内容又は下表の該当コードを記入してください。		

3 運転者の状況

住 所			運転免許証	有効期限	年 月 日
氏 名	身体障害者等との続柄		種 類 等	普通・準中型・中型・大型	

区分	障害の等級						区分	障害の等級・程度	コード
	1級	2級	3級	4級	5級	6級			
視覚障害	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5		知的障害者	重度(A)	16-41
聴覚障害		2-2	2-3						
平衡機能障害			3-3		3-5				
音声機能障害(頸部に気管孔を設け呼吸するものに限る。〈喉頭摘出等〉)		4-3					精神障害者	1級	17-31
上肢不自由	5-1	5-2							
下肢不自由	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	6-6			
体幹不自由	7-1	7-2	7-3		7-5				
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(一上肢のみ運動機能障害を除く。)	8-1	8-2							
上肢機能移動機能			9-1	9-2	9-3	9-4			
心臓機能障害	10-1		10-3						
じん臓機能障害	11-1		11-3						
呼吸器機能障害	12-1		12-3						
ぼうこう又は直腸の機能障害	13-1		13-3						
小腸機能障害	14-1		14-3						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	15-1	15-2	15-3						
肝臓機能障害	18-1	18-2	18-3						

備考1 軽自動車税の環境性能割の減免申請を行う場合には、この様式により申請してください。この場合において、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と読み替え、自動車税(環境性能割)の税額欄に軽自動車税の環境性能割の税額を記入してください。

2 この様式は、必要があるときは所要の調整をして使用することができます。

県担当者記入欄	口 座 振 替	有(他に所有する車の登録番号)・無	停止依頼年月日	・
	減免済み	直近登録番号	受 理	・
	自動車	抹消登録等の状況	手続完了	・
		抹消・車検証等返納 移転・車検証等名義書換え	税務課分室確認印	

第68号の3様式(その2)

		※減免区分		新規	継続	
自動車税減免申請書(身体障害者等の利用に供する自動車等関係)						
石川県知事 様				年 月 日		
住所又は所在地 氏名又は名称				⑩		
次のとおり自動車税の減免を申請します。						
登録番号		減免を受けようとする税額	税目	年度	税額	
取得年月日	年月日		自動車税(環境性能割)		円	
減免を受けようとする自動車	種別	車名	型式	乗車定員 人 ()	最大積載量 kg ()	総排気量 L
	用途			自家用・営業用の別		
申請の理由	1 専ら身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車 2 身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車で一般の者の利用にも併せて供されるもの 3 専ら身体障害者が運転するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車					
特別な仕様又は構造変更の具体的な内容						
減免を受けようとする自動車税(環境性能割)の税額の算定	自動車の取得価額 ①			千円		
	自動車税(環境性能割)の税率 ②			%		
	自動車税(環境性能割)額 ①×②			円		
	①のうち特別の仕様又は構造変更に要した金額 ③			円		
	減免を受けようとする税額 ③×②			円		
※ 摘要						
※ 受理者	所属	職氏名		⑩		

備考1 ※印の欄は、記入しないでください。

- 「申請の理由」欄は、いずれか該当する項目の番号を○で囲んでください。
- 申請の理由が1の場合は、納付すべき自動車税の全額が減免されます。
- 申請の理由が2又は3の場合は、「減免を受けようとする自動車税(環境性能割)の税額の算定」欄に記入の上、減免を受けようとする税額を算定してください。
なお、この場合には、自動車税(種別割)は減免されません。
- 新たにこの自動車税の減免を受けようとする場合は、特別の仕様又は構造変更が加えられた自動車であること及びこれに要した金額を証明する書類(契約書の写し、写真等)を添えてください。
- 申請者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。
- 軽自動車税の環境性能割の減免申請を行う場合には、この様式により申請してください。この場合において、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と読み替え、自動車税(環境性能割)の欄に軽自動車税の環境性能割について記入してください。
- この様式は、必要があるときは所要の調整をして使用することができます。

第六十八号の四様式中

自動車税減免申請書（商品中古自動車関係）

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏名又は
名 称 ㊟

次のとおり、 年度分の自動車税の減免を申請します。

を

自動車税（種別割）減免申請書（商品中古自動車関係）

年 月 日

石川県知事 様

住所又は
所 在 地

氏名又は
名 称 ㊟

次のとおり、 年度分の自動車税（種別割）の減免を申請します。

に

改める。

第六十九号様式（その一）中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に、「に係る自動車税」を「に係る自動車税（種別割）」に、「自動車税納税通知書」を「自動車税（種別割）納税通知書」に改める。

第六十九号様式（その二）及び第六十九号様式（その三）中「自動車税納税証明書」を

「自動車税（種別割）納税証明書」に、「に係る自動車税」を「に係る自動車税（種別割）」に改める。

第六十九号の三様式（その一）（表）中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に、「に対する自動車税」を「に係る自動車税（種別割）」に改め、同様式（裏）中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に、「すべての自動車税」を「すべての自動車税（種別割）」に改める。

第六十九号の三様式（その二）（表）中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に、「に係る自動車税」を「に係る自動車税（種別割）」に改め、同様式（裏）中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に、「すべての自動車税」を「すべての自動車税（種別割）」に改める。

第六十九号の三様式（その三）（表）中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に、「に対する自動車税」を「に係る自動車税（種別割）」に改め、同様式（裏）中「自動車税納税証明書」を「自動車税（種別割）納税証明書」に、「すべての自動車税」を「すべての自動車税（種別割）」に改める。

（石川県組織規則の一部改正）

第二条 石川県組織規則（昭和二十九年石川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表税務課の項第三号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 軽自動車税の環境性能割に関すること。

第六条第一項の表市町支援課の項第十九号を次のように改める。

19 市町村税に関すること（税務課の分掌事務を除く。）。

第十五条第一号の表税務課（中能登総合事務所に限る。）納税課（奥能登総合事務所に限る。）の項2中「地方法人特別税」を「特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割」に改め、同項8中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項9中「地方法人特別税」を「特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割」に改め、同項10中「自動車取得税」を削り、「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同条第二号の表総務課（金沢県税事務所

に限る。)の項4中「地方法人特別税の徴収金(県税(地方法人特別税)を「特別法人事業税の徴収金(県税(特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割)」に改め、同項7中「自動車取得税」を削り、「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同表課税課(金沢県税事務所に限る。)の項2中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同表納税課の項5中「自動車取得税」を削り、「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同項6中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項7中「地方法人特別税」を「特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割」に改め、同表自動車税納税課(金沢県税事務所に限る。)の項1中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税(軽自動車税の環境性能割を含む。3及び4において同じ。)」に改め、同項2中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項3及び4中「自動車取得税及び」を削る。

(石川県財務規則の一部改正)

第三条 石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の五第一項第三号中「並びに地方法人特別税収入及び地方法人特別税に伴う税外収入」を、「特別法人事業税(地方法人特別税を含む。以下同じ。)収入及び特別法人事業税に伴う税外収入並びに軽自動車税(環境性能割に限る。以下この号において同じ。)収入及び軽自動車税に伴う税外収入(以下「県税収入等」という。)」に改め、同項第七号(1)及び第八号中「県税収入及び県税に伴う税外収入並びに地方法人特別税収入及び地方法人特別税に伴う税外収入」を「県税収入等」に改める。

第五十四条中「県税収入及び県税に伴う税外収入並びに地方法人特別税収入及び地方法人特別税に伴う税外収入」を「県税収入等」に改める。

第一百六十条第一項第二号(4)中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同号中(1)を(2)とし、(10)を(1)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 軽自動車税の環境性能割

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第四条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第三号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同号ロ中「第百四十一条第一項第三号」を「第百四十四条の十二第一項第三号」に改め、同項第五号中「自動車取得税」を削り、「自動車税」の下に「(軽自動車税の環境性能割を含む。)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六号

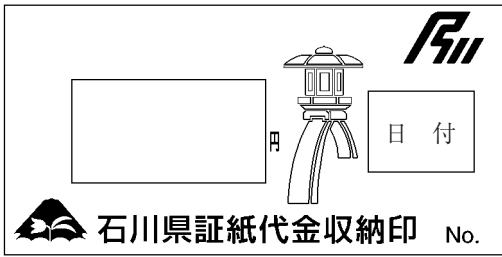
石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

石川県証紙条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号中「及び同条例別表七の項1に掲げる手数料」を「同条例別表の八の項1に掲げる手数料(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号。以下この号において「法」という。)第四条第一項ただし書に規定する通知の申請に対する審査に係るものに限る。)及び同表の八の項2に掲げる手数料(法第四条第一項ただし書に規定する通知を行つた場合における法第六条第一項の保管場所標章の交付に係るものに限る。)」に改める。

別記第一を次のように改める。

別記第1



備考 縦3.3センチメートル、横6.7センチメートルとする。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1第2号の表税務課長専決事項の欄第1号11から14までを次のように改める。

- 11 第六十六条第一項から第三項までの規定による自動車税の環境性能割の税額の決定
- 12 第七十一条第一項及び第二項並びに第七十二条第一項及び第二項の規定による自動車税の環境性能割の加算金の決定
- 13 第七十二条第一項の規定による自動車税の環境性能割に係る徴収金の督促
- 14 第七十七条の十九第一項の規定による自動車税の種別割に係る徴収金の督促

別表第1第2号の表税務課長専決事項の欄第1号に次のように加える。

- 17 附則第二十九条の九第一項の規定によりその例によることとされる第六十四条第一項及び第七項(第六十五条第三項において準用する場合を含む。)並びに第六十五条第一項の規定による軽自動車税の環境性能割の納税義務の免除及び充当の決定
- 18 附則第二十九条の九第一項の規定によりその例によることとされる第六十六条第一項から第三項までの規定による軽自動車税の環境性能割の税額の決定
- 19 附則第二十九条の九第一項の規定によりその例によることとされる第七十一条第一項及び第二項並びに第七十二条第一項及び第二項の規定による軽自動車税の環境性能割の加算金の決定
- 20 附則第二十九条の九第一項の規定によりその例によることとされる第七十二条第一項の規定による軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の督促
- 21 附則第二十九条の十第一項の規定による軽自動車税の環境性能割の減免の決定
- 22 附則第二十九条の十三の規定によりその例によることとされる第六十四条第六項及び第六十五条第二項の規定による軽自動車税の環境性能割の還付の決定
- 23 附則第二十九条の十五の規定による軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等

別表第1第2号の表税務課長専決事項の欄第3号3から8までを次のように改める。

- 3 第三十二条第一項の規定による自動車税の種別割の税額の決定
- 4 第四十二条第一項、第五項及び第六項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)並びに第四十三条第一項及び第二項の規定による自動車税の環境性能割の納税義務の免除、還付及び充当の決定
- 5 第四十四条第一項の規定による自動車税の環境性能割の減免の決定
- 6 第四十四条の三の規定による自動車税の種別割の課税免除の決定
- 7 第四十四条の十一第一項の規定による自動車税の種別割の第二次納税義務の免除の決定
- 8 第四十四条の十二第一項の規定による自動車税の種別割の減免の決定

別表第1第2号の表税務課長専決事項の欄第3号中9を削り、10を9とする。

別表第1第2号の表税務課長専決事項の欄第12号を次のように改める。

十一 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)

1 第十八条の規定による特別法人事業税の賦課徴収又は申告納付に関する報告等

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

石川県訓令第3号

総 務 部 税 務 課
県 総 合 事 務 所
県 税 事 務 所

石川県税事務取扱規程(昭和32年石川県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

第6条の表第1号中「犯則取締」を「犯則事件」に改める。

第9条第1項中「自動車取得税」を「自動車税」に、「におおしては」を「には」に改める。

第19条第1項中「を通知」を「の通知」に改める。

第42条の2第1項中「自動車取得税」を削り、「自動車取得税に」を「自動車税の環境性能割に」に、「自動車税に」を「自動車税の種別割に」に、「第五百三十九条第三項」を「第五百四十四条の九第三項」に、「自動車税の」を「自動車税の種別割の」に改め、「自動車取得税及び」を削る。

第42条の3中「自動車取得税又は」を削る。

第74条の次に次の1条を加える。

(法人事業税収入額等報告書)

第七十四条の二 所長は、第八十二号様式の二による法人事業税収入額等報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の法人事業税収入額等報告書の提出期限は、次のとおりとする。

1 前年度三月から七月までに納付された法人事業税 八月十日

11 八月から十一月までに納付された法人事業税 十二月十日

12 十二月から二月までに納付された法人事業税 三月十日

第75条第1項中「第八十二号様式の二」を「第八十二号様式の三」に改める。

第86条中「この規程」を「第二章から第四章までの規定」に改め、同条第2号中「自動車取得税」を削る。

第87条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(特別法人事業税に係る事務取扱)」を付し、同条中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に、「第三章及び第七十四条」を「及び第三章」に改める。

第88条に見出しとして「(特別法人事業税に係る歳入歳出外現金への繰入れ)」を付し、同条中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に、「においては」を「には」に改める。

第89条に見出しとして「(特別法人事業税に係る国への払込み)」を付し、同条中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第89条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割に係る事務取扱)

第九十条 軽自動車税の環境性能割に係る賦課徴収に関する事務の取扱については、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、第一章、第二章(第十三条、第十五条、第三十九条の三、第四十二条の五及び第四十二条の六を除く)、第三章及び第八十六条の規定を適用する。

(軽自動車税の環境性能割に係る歳入歳出外現金への繰入れ)

第九十一条 総務部税務課長は、軽自動車税の環境性能割の納付があつた場合には、当該軽自動車税の環境性能割として納付された額を、歳入歳出外現金へ繰り入れるものとする。

(軽自動車税の環境性能割に係る市町への払込み)

第九十二条 総務部税務課長は、前条の規定により歳入歳出外現金に繰り入れた軽自動車税の環境性能割に相当する額を、当該納付のあつた月の翌々月の末日までに、軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の市町に払い込むものとする。

第48号様式の4

証紙収入日計表

証紙徴収日	自動車税 (種別割)		自動車税 (環境性能割)		軽自動車税 (環境性能割)		狩猟税		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計										

第48号様式の5中

自動車税
自動車取得税

 を

自動車税 (種別割)
自動車税 (環境性能割)

 に改める。

第83号の2様式を第83号の3様式とし、第83号様式の次に次の1様式を加える。
 第83号様式の2

法人事業税収入額等報告書

区 分		法 人 事 業 税			摘 要
交付基準	算定期間	収 入 額 等			
		収 入 額	過誤納に係る還付額	合 計	
8月交付					
12月交付					
3月交付					

第106号様式の次に次の4様式を加える。

第107号様式

市町長 様

第 年 月 日 号

石川県知事 印

軽自動車税環境性能割払込通知書

地方税法附則第29条の12第2項の規定により、次のとおり軽自動車税の環境性能割を払い込みますので、地方税法施行令附則第15条の2の2の規定により通知します。

払込年月日		年 月 日		
会 計 年 度	年 度	年 度 期 別	年 月 収入分	
本 税		円		
延 滞 金				
加 算 金	過 少 申 告			
	不 申 告			
	重			
計 (払込金額)		円		

計 算 の 基 礎	前月中に徴収した軽自動車税環境性能割に係る徴収金の合計額 (イ)	本 税	円
		延 滞 金	
		加 算 金	
	(イ)のうち前月中に払い戻した過誤納金の額 (ロ)	本 税	
		延 滞 金	
		加 算 金	
	差引額 (イ) - (ロ) (ハ)	本 税	
		延 滞 金	
		加 算 金	

第108号様式

石川県知事 様

市(町)長 印

号 日
年 月

軽自動車税環境性能割に関する主たる定置場所所在市町更正申出書

次のとおり、軽自動車税の環境性能割に関する主たる定置場所所在の市町の更正を申し出ます。

連番	取得年月日	車両番号	納税義務者		軽自動車税 環境性能割 税 額	更正後の主たる定置場所所在市町		更正の理由
			氏名・名称	住所・所在地		地方公共団体 コード	市町名	
					円			1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()
								1. 申告書(報告書)の誤記等の訂正 2. その他()

備考1 本申出書は、申告書(報告書)の誤記訂正等取得時点の主たる定置場所所在市町が訂正される場合は該当し、取得後の変更は対象とならないので留意すること。

2 更正前の市町は、更正先市町と調整のうえ、本申出書を提出すること。

第109号様式

第 号
年 月 日

市町長 様

石川県知事

印

軽自動車税環境性能割賦課徴収・申告納付等報告書

地方税法附則第29条の15第1項に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告について、地方税法施行令附則第15条の2の3の規定により次のとおり報告します。

会計年度	年度	現滞区分	現年課税分／滞納繰越分
区 分		件 数	税 額
納付すべき額	申 告	件	円
	決 定		
	更 正 等		
	計		A
収 入 額			B
不納欠損額	時効完成	執 行 停 止 な し	
		執 行 停 止 あ り	
	執 行 停 止 後 3 年 経 過		
	即 時 消 滅		
	計		
年度末未納額(滞納繰越額) (A - B - C)			

備考 滞納繰越分がない場合は、現年課税分のみ報告します。

第110号様式

市町長 様

第 号
年 月 日

石川県知事

印

軽自動車税環境性能割徴収取扱費通知書

地方税法附則第29条の16に規定する軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費について、地方税法施行令附則第15条の2の4第3項の規定により次のとおり通知しますので、本通知があつた日から30日以内に軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金を交付してください。

対象年度		年度収入分	
区 分		算 出 基 礎 額	取 扱 費
軽自動車税環境性能割に係る徴収金として県が払い込んだ金額に5%を乗じて得た金額		円	①×5% 円
県が徴収した軽自動車税環境性能割に係る徴収金を地方税法第17条又は第17条の2の規定によつて県が歳出還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する額	本 税	円	
	延 滞 金		
	加 算 金		
	計	円	② B
過誤納金に係る還付加算金に相当する金額		円	③ C
合 計		A + B + C 円	

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の石川県税事務取扱規程第87条から第89条までの規定は、この訓令の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項に規定する旧地方法人特別税については、なお従前の例による。

3 この訓令による改正前の石川県税事務取扱規程に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県訓令第4号

総 務 部 税 務 課
県 総 合 事 務 所
県 税 事 務 所

石川県税犯則事件事務取扱規程(平成30年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「地方法人特別税」を「特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。